

# 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

(令和2年3月19日付「新型コロナウイルス感染症対策会議」による決定)



2020年3月

和歌山県串本町

## <目 次>

### I 施設運営等に関する対応

#### 【所管課名】

(総務課)	.....	1
(企画課)	.....	2
(住民課)	.....	4
(福祉課)	.....	5
(こども未来課)	.....	7
(産業課)	.....	11
(建設課)	.....	14
(教育課)	.....	15
(消防本部)	.....	18
(二町衛生施設事務組合)	.....	19

### II 防疫活動に関する対応 ..... 20

### III 職員罹患時等の対応 ..... 21

## I 施設運営等に関する対応

### ■所管課名（総務課）

---

#### 1. 対象となる施設

- (1) 串本町役場本庁舎
- (2) 串本町役場第2庁舎
- (3) 連絡所（和深、大島、田原）

#### 2. 感染症対策

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケットなど）

#### 3. 休館等の判断基準・対応

##### 【施設名】

- (1) 串本町役場本庁舎
- (2) 串本町役場第2庁舎
- (3) 連絡所（和深、大島、田原）

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
職員(事務員)	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員等は自宅休養）
関係業者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	

#### 4. 周知方法

- ・ 町ホームページへの掲載
- ・ 当該施設への掲示による情報提供

## ■所管課名（企画課）

---

### 1. 対象となる施設

- (1) 串本町B & G海洋センター
- (2) 串本温泉浴場「サンゴの湯」

### 2. 感染症対策

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケットなど）

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- (1) 串本町B & G海洋センター
- (2) 串本温泉浴場「サンゴの湯」

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染 濃厚接触	原則 14 日間全面閉鎖
職 員	感 染 濃厚接触	原則 14 日間全面閉鎖
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	業務継続

### 4. 周知方法

- ・ 町ホームページへの掲載
- ・ 当該施設への掲示による情報提供

### 5. その他

- ・ 令和2年4月以降は、指定管理者が民間業者に変更となることから指定管理者との協議が必要。

## ■所管課名（企画課）

---

### 1. 対象となる施設等

- ・串本町コミュニティバス

### 2. 感染症対策

- ・基本的な感染症対策の徹底（手指消毒、咳エチケットなど）

### 3. 運休等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- ・串本町コミュニティバス

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
運転手	感 染	運転手の代替者がある場合は、消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
	感染の疑い	
職員(事務員)	感 染	事務員の代替者がある場合は、消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
	感染の疑い	
関係業者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	

### 4. 周知方法

- ・町ホームページへの掲載
- ・防災行政無線による周知

### 5. その他

- ・委託事業者と情報を共有し、感染等の事実が確認された場合は委託事業者と協議の上、上記に則って対応する。

## ■所管課名（住民課）

### 1. 対象となる施設

- (1) 串本町リサイクルセンター
- (2) 串本火葬場

### 2. 感染症対策

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケットなど）

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- (1) 串本町リサイクルセンター

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染 濃厚接触	業務継続 ※施設の消毒作業時 のみ使用停止
職 員	感 染	必要最小限の人員にて業務継続 ※施設の消毒作業時のみ使用停 止。尚、業務継続が不可能となっ た場合は委託会社と協議する。
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	業務継続 ※施設の消毒作業時 のみ使用停止
	濃厚接触	

- (2) 串本火葬場

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染 濃厚接触	業務継続 ※施設の消毒作業時 のみ使用停止
職 員	感 染	必要最小限の人員にて業務継続 ※施設の消毒作業時のみ使用 停止。
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	業務継続。管理人が感染した場 合は住民課職員が対応する。※ 施設の消毒作業時のみ使用停止

### 4. 周知方法

- ・ 町ホームページへの掲載
- ・ 当該施設への掲示による情報提供

## ■所管課名（福祉課）

### 1. 対象となる施設

- (1) 串本町地域保健福祉センター
- (2) 串本町立和深総合センター
- (3) 旧健康センター
- (4) 串本町老人憩の家
- (5) 串本町古座福祉センター

### 2. 感染症対策

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケットなど）

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- (1) 串本町地域保健福祉センター、(2) 串本町立和深総合センター

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
職 員	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	

#### 【施設名】

- (3) 旧健康センター

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
職 員	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	

※臨時休業等の判断にあたっては施設使用団体と協議の上、決定。

**【施設名】**

## (4) 串本町老人憩の家

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	
管理人	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（管理人は自宅休養）
関係業者	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	

**【施設名】**

## (5) 串本町古座福祉センター

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
職 員	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	

※公衆衛生対策の観点から休業が必要であると判断した場合は、その全部又は一部の休業を和歌山県が要請する。

**4. 周知方法**

- ・町ホームページへの掲載
- ・当該施設への掲示による情報提供



## ■所管課名（こども未来課）

---

### 1. 対象となる施設

- (1) 子育て支援センター
- (2) 公立保育所
- (3) 公立認定こども園
- (4) 一時預かり事業実施施設（公立）
- (5) 病児・病後児保育事業実施施設
- (6) 私立認定こども園・一時預かり事業（公立以外）
- (7) 学童保育所
- (8) 児童遊園地

### 2. 感染症対策

- ① 基本的な感染症対策の徹底（手洗いや咳エチケット、マスク着用等）
- ② 保護者との連携（十分な休養・睡眠等規則正しい生活、体調管理、外出時の注意喚起など）
- ③ 適切な環境保持（保育室等のこまめな換気、温度・湿度の管理等）
- ④ 大勢の人が長時間同じ空間にいる場合の対応（卒園式などの行事）
  - ・こまめな換気、会場入口へのアルコール消毒液の設置など
  - ・行事などの時間短縮
- ⑤ 登園前の検温と、朝の詳細な健康観察の実施

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- (1) 子育て支援センター

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	
	感染の疑い	該当者は利用停止
職 員	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	
	感染の疑い	施設消毒等終了後、業務継続 該当職員は自宅休養

**【施設名】**

(2) 公立保育所、(3) 公立認定こども園（2号、3号認定児）

対象者	感染の状況	対 応
園 児	感 染	当該園臨時休園 14日間 くしもとこども園については感染者の出た園舎のみ休園、別の園舎は希望保育とする。
	濃厚接触	当該園児登園停止 14日間
	感染の疑い	当該園児登園停止
職 員	感 染	当該園臨時休園 14日間
	濃厚接触	当該職員自宅待機 14日間
	感染の疑い	当該職員自宅での休養
保護者等	感 染	関係園児登園停止 14日間
	濃厚接触	経過観察とするが、その程度により関係園児を登園停止とする場合がある。

**【施設名】**

(3) 公立認定こども園（1号認定児）

対象者	感染の状況	対 応
園 児	感 染	当該園臨時休園 14日間
	濃厚接触	当該園児登園停止 14日間
	感染の疑い	当該園児登園停止
職 員	感 染	当該園臨時休園 14日間
	濃厚接触	当該職員自宅待機 14日間
	感染の疑い	当該職員自宅での休養
保護者等	感 染	関係園児登園禁止 14日間
	濃厚接触	経過観察とするが、その程度により関係園児を登園停止とする場合がある。

※1号認定児については学校の状況にあわせ休園とする場合がある。

※【当該園を休園とする理由】

園児、職員はトイレや廊下、ホールなどを共同利用している。また、園児はマスクを装着できない、又は装着しても正しく利用できていない可能性がある。以上のことから、クラスに限らず、園全体で濃厚接触をしている可能性が高いため。

**【施設名】**

(4) 一時預かり事業実施施設（公立）

対象者	感染の状況	対 応
利用児童	感 染	当該施設臨時休業 14 日間
	濃厚接触	当該児童登園停止 14 日間
	感染の疑い	当該児童利用停止
職 員	感 染	当該施設臨時休業 14 日間
	濃厚接触	当該職員自宅待機 14 日間
	感染の疑い	当該職員自宅での休養
保護者等	感 染	関係児童利用停止 14 日間
	濃厚接触	経過観察とするが、その程度により関係園児を登園停止とする場合がある。

※保育園併設の一時預かり事業については、保育園の休園対応により当該事業を休業することもある。

**【施設名】**

(5) 病児・病後児保育事業実施施設

対象者	感染の状況	対 応
利用児童	感 染	当該児童は受け入れない。 利用児童が感染していた場合には当該施設臨時休業 14 日間
	濃厚接触	当該児童は 14 日間受け入れない
	感染の疑い	当該児童利用停止
職 員	感 染	全面閉鎖 14 日間
	濃厚接触	
	感染の疑い	施設内消毒等終了後、業務継続 (該当職員は自宅休養)
保護者等	感 染	関係児童は 14 日間受け入れない。
	濃厚接触	経過観察とするが、その程度により受け入れない場合がある。

**【施設名】**

(6) 私立認定こども園・一時預かり事業（公立以外）

対象者	感染の状況	対 応
利用児童	感 染	公立施設と同様の対応するように要請する。
	濃厚接触	
	感染の疑い	
職 員	感 染	
	濃厚接触	
	感染の疑い	
保護者等	感 染	
	濃厚接触	

**【施設名】**

(7) 学童保育所

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	当該学童保育所閉鎖 14日間
	濃厚接触	当該児童利用停止 14日間
	感染の疑い	当該利用者利用停止
職 員	感 染	当該学童保育所閉鎖 14日間
	濃厚接触	当該職員自宅待機 14日間
	感染の疑い	当該職員自宅での休養

※利用児童が通学する学校において、通所児童以外の児童の感染が確認され、学校閉鎖若しくは学級閉鎖となった場合は、その学校の利用児童は利用停止とする。

**【施設名】**

(8) 児童遊園地

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	遊具消毒後、解放
	濃厚接触	
関係業者	感 染	遊具消毒後、解放
	濃厚接触	

**4. 周知方法**

- ・町ホームページへの掲載
- ・当該施設への掲示による情報提供
- ・保護者や利用者への通知及び電話連絡等

## ■所管課名（産業課）

---

### 1. 対象となる施設

#### (1) 観光施設

- ア. トルコ記念館
- イ. 日米修交記念館
- ウ. 檜野埼灯台旧官舎
- エ. 潮風の休憩所

#### (2) 公衆トイレ

- ア. 産業課管轄公衆トイレ（20 箇所）

#### (3) 公園、キャンプ場

- ア. 重畳山スポーツ公園
- イ. 潮岬キャンプ場

#### (4) 指定管理施設等

- ア. 「道の駅」くしもと橋杭岩
- イ. 串本町都市交流海洋施設
- ウ. 串本町ふるさと資源活用施設
- エ. 串本町地域振興休養拠点施設
- オ. 串本町観光物産拠点施設
- カ. 橋杭園地休憩所
- キ. 串本町共同作業場
- ク. 串本町短期滞在型施設

### 2. 感染症対策

#### (1) 観光施設、指定管理施設等

- ・アルコール消毒液の設置
- ・定期的な換気
- ・掲示物による啓発の徹底

#### (2) 公衆トイレ（上記の公園、キャンプ場隣接の公衆トイレを含む）

- ・主要な公衆トイレについて石鹸若しくは手洗い洗剤設置（17 箇所）  
※手洗いが無い、又は手洗いが屋外にあるトイレには未設置

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】(1) 観光施設

- ア. トルコ記念館
- イ. 日米修交記念館
- ウ. 檜野埼灯台旧官舎
- エ. 潮風の休憩所

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染 濃厚接触	原則 14 日間全面閉鎖
職 員 (管理人)	感 染 濃厚接触	原則 14 日間全面閉鎖
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養） ※樫野埼灯台旧官舎は 14 日間 全面閉鎖
関係業者	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	

**【施設名】** (2) 公衆トイレ

ア. 産業課管轄公衆トイレ (20 箇所)

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染 濃厚接触	業務継続 ※消毒作業時のみ使用停止
職 員 (清掃者)	感染	業務継続
	濃厚接触	※消毒作業時のみ使用停止
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	業務継続 ※消毒作業時のみ使用停止

**【施設名】** (3) 公園、キャンプ場

ア. 重畳山スポーツ公園

イ. 潮岬キャンプ場

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染 濃厚接触	14 日間全面閉鎖要請 ※各管理団体会長の判断による
職 員 (管理人)	感染	14 日間全面閉鎖要請
	濃厚接触	※各管理団体会長の判断による
	感染の疑い	※各管理団体会長判断による
関係業者	感 染	14 日間全面閉鎖要請 ※各管理団体会長の判断による

**【施設名】** (4) 指定管理施設等

ア. 「道の駅」くしもと橋杭岩

イ. 串本町都市交流海洋施設

ウ. 串本町ふるさと資源活用施設

エ. 串本町地域振興休養拠点施設

カ. 橋杭園地休憩所

キ. 串本町共同作業場

ク. 串本町短期滞在型施設

対象者	感染の状況	対 応	
利用者	感 染	即臨時休業の上、職員の感染検査を行う	
	濃厚接触		
職 員	感 染		委託管理者と協議を行い、再開の判断を行う
	濃厚接触		
	感染の疑い	消毒後、環境が整い次第、再開	
関係業者	感 染		
	濃厚接触		

**【施設名】** (4) 指定管理施設等

オ. 串本町観光物産拠点施設

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	
職 員	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	原則 14 日間全面閉鎖
	濃厚接触	

**4. 周知方法**

- ・町ホームページへの掲載
- ・当該施設への掲示による情報提供
- ・管理者ホームページへの掲載

## ■所管課名（建設課）

---

### 1. 対象となる施設

都市公園

- (1) 祇園山公園（トイレ含む）
- (2) 運動公園
- (3) サンゴ台恐竜公園
- (4) サンゴ台中央公園

### 2. 感染症対策

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケットなど）

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】

都市公園

- (1) 祇園山公園（トイレ含む）
- (2) 運動公園
- (3) サンゴ台恐竜公園
- (4) サンゴ台中央公園

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	遊具消毒後、解放
	濃厚接触	
関係業者	感 染	遊具消毒後、解放
	濃厚接触	

### 4. 周知方法

- ・ 町ホームページへの掲載
- ・ 当該施設への掲示による情報提供



## ■所管課名（教育課）～学校教育施設～

### 1. 対象となる施設

- (1) 串本町立小・中学校
- (2) 串本町学校給食センター

### 2. 感染症対策

- ① 基本的な感染症対策の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケットなど）
- ② 保護者との連携（十分な休養・睡眠等規則正しい生活、体調管理、外出時の注意喚起など）
- ③ 適切な環境の保持（教室等のこまめな換気、温度・湿度の管理等）
- ④ 大勢の人が長時間同じ空間にいる場合（入学式・始業式などの学校行事）の対応
  - ・こまめな換気、会場入口へのアルコール消毒液の設置など
- ⑤ 登校前の検温と、朝の詳細な健康観察の実施

### 3. 臨時休業等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- (1) 串本町立小・中学校

対象者	感染の状況	対 応
児童生徒	感 染	当該小・中学校 臨時休校 消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	当該児童生徒 14日間出席停止
	感染の疑い	当該児童生徒 出席停止
教職員	感 染	当該小・中学校 臨時休校 消毒後、環境が整い次第再開 当該教職員の自宅待機
	濃厚接触	当該教職員 14日間自宅待機
	感染の疑い	当該教職員 自宅での休養
保護者等	感 染	関係児童生徒 14日間出席停止
	感染の疑い	経過観察とするが、その程度により関係児童生徒を出席停止とする場合がある。

(2) 串本町学校給食センター

対象者	感染の状況	対 応
職 員	感 染	一時施設閉鎖 消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	一時施設閉鎖 消毒後、環境が整い次第再開 当該職員は14日間自宅待機
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
調理員 配送員 配膳員	感 染	一時施設閉鎖 消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	一時施設閉鎖 消毒後、環境が整い次第再開 当該職員は14日間自宅待機
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	一時施設閉鎖
	濃厚接触	消毒後、環境が整い次第再開

4. 周知方法

- ・町ホームページへの掲載
- ・教育委員会より保護者あて文書を配布

5. その他

- ・県立串本古座高校への情報提供

## ■所管課名（教育課）～社会教育・体育施設～

---

### 1. 対象となる施設

社会教育・体育の全施設

- (1) 串本町文化センター
- (2) 串本町立公民館
- (3) 串本町社会体育施設
- (4) 串本町図書館
- (5) 串本町大島プール
- (6) 串本町総合運動公園（令和2年4月からは指定管理者と連携）

### 2. 感染症対策

- ① 基本的な感染症対策の徹底（手洗いや咳エチケットなど）
- ② 施設利用者に利用の自粛を要請

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】社会教育・体育の全施設

対象者	感染の状況	対応
利用者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
職 員	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）
関係業者	感 染	消毒後、環境が整い次第再開
	濃厚接触	

### 4. 周知方法

- ・町ホームページへの掲載
- ・当該施設への掲示による情報提供
- ・利用者、関連団体等への連絡

### 5. その他

- ・施設使用料が発生する場合は、還付

## ■所管課名（消防本部）

---

### 1. 対象となる施設

- (1) 防災センター（消防本部・串本消防署）
- (2) 古座消防署
- (3) 七川分駐所

### 2. 感染症対策

- ① 防災センターの維持
  - ・串本署救急隊等を古座署へ移動
- ② 出場時
  - ・感染防止策の徹底（レベルによる対応）
- ③ 情報共有
  - ・保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築
- ④ 119番通報時の対応
  - ・罹患者及び罹患疑い者から119番通報があった場合は保健所と連携し対応する。
- ⑤ 体調管理
  - ・職員は各自出勤前に検温を実施し、発熱等（37.5℃以上）がある場合は出勤しないことを徹底
  - ・室内の換気は適切に実施
  - ・来庁者はアルコールによる手指衛生の実施

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- (1) 消防本部（署）、(2) 古座消防署、(3) 七川分駐所

対象者	感染の状況	対 応
来庁者及び利用者	感 染	1日間閉鎖
	濃厚接触	業務継続
職 員	感 染	1日間閉鎖
	濃厚接触	
	感染の疑い	業務継続（該当職員は自宅休養）

### 4. 周知方法

- ・町ホームページへの掲載
- ・緊急時は入口に張り紙等で対応

## ■所管課名（二町衛生施設事務組合）

### 1. 対象となる施設

- (1) 宝嶋クリーンセンター
- (2) 池野山環境衛生センター

### 2. 感染症対策

- ・ 基本的な感染症対策の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケットなど）

### 3. 休館等の判断基準・対応

#### 【施設名】

- (1) 宝嶋クリーンセンター

対象者	感染の状況	対 応
利用者	感 染	業務継続
	濃厚接触	※施設消毒作業時のみ使用停止
施設職員	感 染	必要最小限の人員にて業務継続
	濃厚接触	※施設消毒作業時のみ使用停止。尚、業務継続が不可能となった場合は委託会社と協議する。
	感染の疑い	業務継続(該当職員は自宅休養)
関係業者	感 染	業務継続
	濃厚接触	※施設消毒作業時のみ使用停止

- (2) 池野山環境衛生センター

対象者	感染の状況	対 応
施設職員	感 染	必要最小限の人員にて業務継続
	濃厚接触	※施設消毒作業時のみ使用停止。尚、業務継続が不可能となった場合は委託会社と協議する。
	感染の疑い	業務継続(該当職員は自宅休養)
関係業者	感 染	業務継続
	濃厚接触	※施設消毒作業時のみ使用停止

### 4. 周知方法

- ・ 町（串本町、古座川町）ホームページへの掲載
- ・ 当該施設への掲示による情報提供

## Ⅱ 防疫活動に関する対応

### 防疫活動に関する対応マニュアル

#### (対象施設)

- ・町内公共施設

#### (対応方法)

1. 町内公共施設に従事する職員、滞在者が罹患した場合
  - ・保健所より施設の管理者へ消毒の指示あり
  - ・連絡を受けた所管課より福祉課へ報告
  
2. 消毒の実施
  - ・消毒範囲や消毒方法等について、保健所と調整 (福祉課)
  - ※指定管理事業者施設については施設管理者において実施
  
3. 消毒の方法
  - ・マスク、手袋を装着し、消毒液にて拭き取り (施設所管課)
  
4. 消毒の物品
  - ・マスク、手袋、消毒液 (福祉課)
  
5. 消毒時の施設管理
  - ・「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき対応

※町内民間施設については、保健所より施設管理者に対し消毒の指示があり、各事業者において実施。

### Ⅲ 職員罹患時等の対応

#### 職員罹患時等の対応マニュアル

##### (目的)

新型コロナウイルスの罹患者が各地で確認されている中、職員一人ひとりの健康管理の観点から、職員内に罹患者や濃厚接触者が確認された場合、感染拡大を可能な限り抑制する必要がある。また、万が一、職員間に感染が蔓延した場合でも、限られた職員数の中で町民の生活に不可欠な必要最低限のサービスを提供する必要がある。

##### 1. 職員が罹患した場合

対象者	対 応 方
正規職員	① 該当職員は所属長に報告 ② 所属長は新型コロナウイルス感染症対策本部に報告
その他職員	③ 新型コロナウイルス感染症対策本部から関係部署に対応を指示 ④ 該当職員は出勤停止

##### 2. 職員が濃厚接触（疑い等）した場合

1. と同じ対応。

##### 3. 罹患者、濃厚接触者発生時の組織対応

- ① 所属職員に罹患者又は濃厚接触者が発生したことを対策本部に報告
- ② 対策本部において、職場組織縮小の方向性についての検討・決定
- ③ 対策本部から関係所管課に対応指示
- ④ 対策本部の指示に基づき所属内の体制調整